

大倉工業グループ
コーポレート・ガバナンス基本方針

第1章 基本的な考え方

当社は社会から信頼される企業であり続けるために、社会との共生を念頭に企業の成長を目指します。「人ひとりを大切に」、「地域社会への貢献」、「お客様を第一に」という当社の経営理念のもと、変化する社会環境の中でESG（環境・社会・統治）を重視した事業運営を行うことで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現します。同時に、サステナビリティの実現を目指して、当社グループの重要課題であるマテリアリティを特定し解決に取り組んでまいります。そのために、当社の全てのステークホルダーと対話を図りながら、健全な経営を遂行してまいります。

第2章 組織

1. 機関設計

当社は、会社法の機関設計として、監査等委員会設置会社を選択しています。取締役会において経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行うとともに、社外取締役5名を含む6名で構成する監査等委員会が当社取締役会の監査・監督を行います。

2. 取締役会

(1) 取締役会の役割・責務

当社取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するべく以下の役割と責務を果たします。

- ①当社取締役会は、事業ポートフォリオの変更も含めた中長期的な経営計画など重要な企業戦略を策定するとともに、業務執行を監督し、内部統制システムとリスク管理体制を構築します。
- ②当社取締役会は、重要な財産の処分及び譲受け、資金計画の決定、重要な組織の設置及び変更など法令・定款において取締役会で決議すべきものと定められた事項について、規程に基づき取締役会の決議事項と定めております。
- ③当社取締役会は、中期経営計画の進捗を定期的にレビューし、毎年中期経営計画全体に対する分析を行ったうえで、適宜株主をはじめとするステークホルダーに対して説明を行います。またその分析結果については、進行中の中期経営計画の修正や次期中期経営計画の策定に反映させます。
- ④当社取締役会は、経営理念や経営戦略等を踏まえて、社長執行役員（以下、

社長という) 後継者の育成について議論・検討し、監督を行います。また、現在の社長の職務執行状況についても慎重にモニタリングを行い、問題が認められる場合には議論・検討し解決を図ります。

(2) 取締役会の規模・構成

- ①当社取締役会は、監査等委員でない取締役の員数を最大10名、監査等委員である取締役の員数を最大6名で構成します。
- ②当社取締役会は、求められる役割と責務を果たし、また取締役会全体での多様性を保つべく、経験や識見、能力を備える者がバランスよく配置されるという観点に基づいて候補者を選任します。なお、その具体的な識見や能力については、スキルマトリックスを作成し当社ホームページ等で公開しております。
- ③当社取締役会は、顧客、地域行政や住民の声等を通じて、多様なステークホルダーの要請を認識し、それに応えるべく経営を行います。
- ④当社取締役会は、以下に掲げる事項を充足する社外取締役を取締役の全構成員数の3分の1以上含むものとし、取締役会の透明性と実効性を担保します。
 - 1) 企業経営、コンプライアンス、企業法務、財務会計、リスク管理、業界知識等の分野において高い見識や豊富な経験を有すること。
 - 2) 当社グループの全体を把握し、他の取締役及び執行役員を含む経営幹部に対して適切な助言及び指導を行うこと。
 - 3) 株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしていること。
- ⑤監査等委員である社外取締役5名を含む6名が、業務の執行と一定の距離を置いた立場で取締役会の監視・監督を行います。

(3) 取締役会の運営・実効性担保

①取締役会議長

取締役会議長は、取締役会の議論が自由闊達で建設的に行われるよう会議を運営し、各取締役の万遍の無い意見表明の機会の確保に努めます。

②取締役会の運営

- 1) 当社は、取締役会の開催スケジュール及び決算等の定例的な審議事項を事前に定めます。
- 2) 当社は、総務担当部署を取締役会事務局と定め、取締役会の資料を各取締役に対して、原則として、あらかじめ定める日までに所定の方法で提供し、審議に必要な情報が十分に共有された上で意思決定がなされる体制を整備します。

③内部統制・リスク管理

当社取締役会は、定期的に内部監査部門が行った内部統制監査及び業務監査の結果報告を受けており、当社グループの内部統制の状況を把握しております。また、コンプライアンス委員会及び同実行委員会より内部通報内容を含むコンプライアンス違反事例の把握に努めるほか、コーポレートセンターの担当部署に収集・集約された各リスク情報について、担当取締役より随時報告されております。

④実効性評価

当社取締役会はその実効性について、毎年第三者機関による取締役のアンケートを実施し、その結果を分析し、抽出された課題について取締役会にて議論することで機能維持を図ります。

3. 監査等委員会

(1) 監査等委員会の役割・責務

当社監査等委員会は、取締役の業務執行の監査・監督を行うことにより、会社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する責務を負います。

(2) 監査等委員会の構成

当社監査等委員会は、社外取締役5名を含む6名で構成されております。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしている社外取締役を4名選任しております。

(3) 監査等委員会の運営・実効性確保

①監査等委員会委員長

当社監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から委員長を定めます。監査等委員会委員長は、監査等委員会から委嘱を受けた職務を執行します。

②監査等委員会の運営

- 1) 当社監査等委員会は、予め定めた監査等委員会規則、監査等委員会監査等基準に基づき、年度ごとに定める監査方針と予め設定される年間計画に沿って監査を実施します。
- 2) 当社監査等委員会は、監査の実効性を確保するための体制整備と、社内の情報収集力強化のために各部門との連携に努めます。
- 3) 当社監査等委員会は、定期的な監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催して監査状況を確認するとともに、得られた情報を共有化して監査の実効性確保に努めます。
- 4) 当社監査等委員は、自らの責務を果たすため、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、監査等委員でない取締役及び使用人に対し必要な情報を求めるとともに、能動的かつ積極的に意見を表明するよう努めます。

- 5) 当社監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任・解任・辞任及び報酬について社長の事前の諮問に対して共同で検討するとともに、必要ある場合は株主総会において意見陳述を行うことに加えて、監査等委員でない取締役が会社と直接または間接取引を行う場合に適切に判断を行うことにより、監査等委員でない取締役の職務執行を適正に監督いたします。

(4) 会計監査人及び内部監査部門等との連携

①会計監査人との連携

- 1) 当社監査等委員会は、監査時間が十分確保されるように、会計監査人と連携して監査日程を決定します。
- 2) 当社監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を行います。
- 3) 当社監査等委員会は、会計監査人が不正や不備等を発見・指摘した場合の対応体制を定めます。
- 4) 当社監査等委員会と会計監査人は、相互に監査方針や監査の実施状況、監査結果の報告を行い情報を共有するとともに、監査等委員会は随時会計監査人による監査に立ち会います。
- 5) 当社監査等委員会は、財務・経営管理部等の部署にヒアリングを行い、監査等委員会が定める「会計監査人の選定基準」及び「会計監査人の評価基準」に従って、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

②内部監査部門との連携

- 1) 当社監査等委員会は、内部監査部門と緊密に連携し、組織的かつ効率的な監査に努めます。
- 2) 当社監査等委員会は、内部監査部門と監査方針や監査の実施状況、監査結果等の情報を共有するとともに、監査等委員会は随時内部監査部門による監査に立ち会います。加えて必要ある場合には、監査等委員会は内部監査部門に調査等の指示を行い、内部監査部門はそれを受けて調査等を実施しその結果を監査等委員会に報告します。

4. 会計監査人の役割・責務

- (1) 当社会計監査人は、当社の開示情報の信頼性を担保する職業専門家として株主、投資家の負託を受けて独立の立場を保持し、その責務を果たします。
- (2) 当社は、当社会計監査人がその責務を果たし、監査が適切かつ効果的に行われるよう、十分な情報提供に努めます。

5. 取締役

(1) 指名の手續

当社取締役会が、取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランスと多様

性を考慮し、社内取締役につきましては各事業分野や財務会計・経営管理・人事・研究開発等の分野における経験や知見等を有する人材を、社外取締役につきましては多様なステークホルダーや社会全般の観点から成長戦略やガバナンスの充実等について積極的に問題提起や専門的な助言を行うことができる人材を指名しております。

なお、社内取締役については原則執行役員の中から選任するものとし、その候補者の指名につきましては、後述する指名報酬委員会に事前に諮問し同意を得た上で取締役会にて決定し、株主総会に上程しております。

(2) 独立性・兼任方針

①社外取締役の独立性に関する基準

当社は、社外取締役の独立性の基準として、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を採用しております。

②兼任方針

当社は、取締役が当社以外の役員等を兼任する場合、当社取締役として求められる役割と責務を果たすために必要な時間を確保し、善管注意義務及び忠実義務を履行可能な合理的な範囲に限るものとします。また、重要な兼任の状況について毎年開示するものとします。

(3) 報酬決定

当社取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、当社の業績や経営環境、各取締役の職務・経験・業績に対する貢献度及び従業員に対する処遇との整合性等を考慮して、監査等委員でない取締役については後述する指名報酬委員会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定いたします。

(4) 取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役に対して、取締役に求められる役割と責務を果たすため、会計、法律及び当社の事業に関する特有の知識の取得を目的とする研修等の機会を提供するとともに、その費用を負担しております。

(5) 支援体制・社外アドバイザーへの委嘱

各取締役は、その職務の遂行に当たり必要と考えるときは、当社の費用で、弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を得ることができます。

6. 指名報酬委員会

代表取締役候補者、取締役候補者の決定、代表取締役社長以下経営陣（業務執行取締役及び執行役員）の解職及び解任審議及びその報酬の決定に対する透明性と客観性を高めるために指名報酬委員会を設置します。

指名報酬委員会の構成は、委員を取締役会で選定し、取締役社長執行役員及び

独立社外取締役3名以上とします。また委員長は、独立社外取締役が務めるものとします。

7. 経営会議

経営会議は、執行役員にて構成される会議です。その目的は、取締役会の決定に基づき経営執行の基本方針や基本計画等を企画立案するとともに、取締役会に上程すべき業務に関する重要事項を協議検討することに加えて、取締役会決議の水準には満たないものの重要な事項を決議することにあります。監査等委員である取締役は、取締役でない執行役員が取締役候補者として社長から諮問される可能性に鑑み、経営会議における執行役員の議論や考え方をモニタリングします。

8. 執行役員

執行役員は、会社の業務執行を担う者として、取締役会が選任します。社長は、当社グループの事業等に精通した者で、能力、経験、実績等の多角的な観点から判断して妥当と判断される執行役員の候補者を選定し、取締役会で候補とする理由を説明して決定します。また、執行役員としての適格性を欠くと判断された場合には、取締役会が当該執行役員を解任することがあります。なお、取締役でない執行役員の報酬については、取締役に準じる形で固定金銭報酬及び業績連動金銭報酬にて構成するものとします。

9. サステナビリティ委員会

当社は、気候変動をはじめとした地球規模の環境問題への配慮、人権の尊重、従業員を含む全てのステークホルダーへの公正・適正な事業活動など、社会や企業のサステナビリティを巡る課題解決を事業機会と捉え、これに向けた取り組みを推進する「サステナビリティ委員会」を設置しています。同委員会は、サステナビリティ推進担当取締役常務執行役員を委員長とし、取締役及び執行役員を委員として構成しています。

第3章 株主の権利・平等性の確保、株主との対話

1. 株主等との関係

(1) 株主総会

①当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であるため、株主の十分な権利行使できる環境の整備が必要との認識に立ち、必要な施策を講じます。

1) いわゆる集中日を避けた日に開催します。

2) 議案の十分な検討時間を確保するため、法定の招集通知発送日以前に発送するほか、招集通知に記載した情報を、発送に先立ってTDnet及び当社ホームページにおいて速やかに開示します。

②当社は、法令で要請される情報以外でも、株主が株主総会においてその権利

を行使するために必要と考えられる情報を開示します。

- ③当社は、招集通知（事業報告、参考書類を含む）の記載充実を図るとともに、招集通知、決算短信、適時開示情報、株主通信等を含めTDnet及び自社ホームページに掲示して提供します。
- ④当社は、会社提案に対する議決権行使動向及び結果を分析し、取締役会で共有します。また、株主総会において相当数の反対票が投じられた議案については、取締役会にてその原因を分析し、適切な方法で直接または間接に株主との対話を行います。
- ⑤当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が自ら議決権行使を求める場合は、協議の上対応します。
- ⑥当社は、機関投資家等が効率的に議決権を行使できるように議決権電子行使プラットフォームを導入するなど、環境を整備してまいります。

（２）株主の権利の確保

当社は、どの株主もその保有株式数に応じて平等であることを認識し、株主の権利が実質的に確保されるよう適切に対応するとともに、その権利行使に必要な環境整備を行います。具体的には、株式取扱規則に株主権の行使に係る手続きとその担当部署を定めます。また、英語版の会社ホームページを作成するとともに、招集通知等の海外投資家が必要とする情報については英訳して開示しております。

（３）株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する建設的な対話を目的とする株主、投資家との対話を促進します。

- ①株主との建設的な対話全般は、コーポレートセンター担当の取締役が統括し全体調整を図ります。
- ②個人株主の対応窓口を総務部門、機関投資家等の対応窓口を財務・経営管理部と定め、対話の目的に応じて、代表取締役又は取締役が面談に対応するなど、円滑かつ効果的な対話の推進に努めます。
- ③株主との建設的な対話を補助するために、コーポレートセンターの各部門及び各事業部門の責任者が相互に情報を共有し、有機的に連携しながら対応いたします。
- ④当社は、株主名簿管理人の協力の下に、随時当社の株主構造の把握に努めます。
- ⑤当社は、半期ごとに機関投資家向けの決算説明会を開催するほか、個別対話や工場見学会、TV会議等の多様な手段で対話に臨みます。
- ⑥対話等に応じた取締役等は、対話を通じて得られた株主の関心、意見、懸

念等を取締役に報告し、取締役はその内容を共有します。

⑦内部者取引防止規程に則り会社情報を管理し、インサイダー情報の漏えいを防止します。

(4) 資本政策に関する基本方針

当社は、株主価値を維持向上させるために、ROE（自己資本当期純利益率）8%以上を中長期的な目標として設定し経営を行います。併せて自社の資本コストを的確に把握した上で、経営資源の配分や事業戦略の立案の際に資本コストとの整合性も勘案しながら意思決定を行います。

また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、継続的な安定配当を基本に、業績や財務健全性のバランス等も総合的に勘案しつつ、配当水準の引き上げに努めることを基本方針としています。

当社の剰余金の配当は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めていますが、業績動向や設備投資、研究開発投資等の進捗及び成果をより慎重に見極めた上で株主総会に上程することを基本とし、年1回の配当としたいと考えています。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

更に、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらすおそれのある資本政策を実行するときは、株主に対する受託者責任を全うする観点から、当該施策の必要性及び合理性について取締役会で十分に審議し、開示資料の記載内容の充実をはじめとした株主、投資家に対する十分な説明を行うものとします。

(5) 政策保有株式に関する基本方針

①基本方針

当社は、投資先企業との取引その他関係の維持・強化等事業活動上の必要性や中長期的な経済合理性等を総合的に勘案して、保有の必要性が認められる株式のみを政策保有株式として保有いたします。さらに、株価の変動リスクや発行体企業の信用リスク等を勘案して毎年1回全投資銘柄の評価を行い、保有の妥当性を欠くと判断した場合には、株価や市場動向を踏まえながら適宜処分します。

②議決権の行使基準

当社は、個別に議案の内容を精査したうえで、株主利益を軽視するような内容であったり、反社会的行為が発生している等の個別具体的な事情が無い限りにおいて、政策保有株式に関しては当該会社の提案する議案を尊重いたします。

(6) 会社支配に関する基本方針

当社は、企業価値の向上が、企業としての当社の重要な責務であると認識しております。この認識のもと、当社では、製品開発力・技術開発力の向上、利益指向のオペレーション等に取り組むことによって、国際競争力・収益力の向上を可能とするための体制構築に努めております。収益力を高め、企業価値を向上させることが、株主の皆様の利益につながり、それがより多くの投資家層を広げ、資本の長期的な安定をもたらすと考え、これこそが企業買収に対する最も有効な防衛策であると認識しております。

(7) 関連当事者間取引に関する基本方針

当社が取締役との間で法令に定める利益相反取引を行うに当たっては、必ず事前に取締役会及び監査等委員会の承認を受けるものとします。

第4章 ステークホルダーとの協働

1. 従業員との関係

(1) 経営理念、経営ビジョン、倫理綱領及び社訓の策定

当社は、創業の精神やマネジメントのあるべき姿を記した「経営理念」を策定しております。それを上位概念とし、さらに噛み砕いた形で記載した具体的な行動指針として「倫理綱領」及び「社訓」を策定しております。また、従業員と共有する事業の目指すべき姿として、10年後の当社グループを想定した経営ビジョン「Next10(2030)」を策定しております。

(2) 経営理念、経営ビジョン、倫理綱領及び社訓の周知、浸透

当社は、当社グループの全ての従業員に経営理念、倫理綱領及び社訓を浸透させるため、それらが掲載された資料を当社グループの従業員に配布するほか社内での掲示等を行い、内容の理解を深めるための浸透活動として、研修や勉強会を定期的実施します。また、経営ビジョン「Next10(2030)」については、全社朝礼や当社のホームページ、社内報等を通じて繰り返し説明、確認し浸透を図ります。

(3) モニタリング

①通報窓口の設置

当社は、当社グループにおいて経営理念や倫理綱領に違反する行為を含めたコンプライアンスに違反する行為を察知した従業員が内部通報できる窓口を社内外に設置しております。

②不利益取扱いの禁止

当社は、コンプライアンス・プログラム規程にて、内部通報者に処遇面等で不利益な取扱いを行わないことを定めております。

(4) 多様性の確保

当社は、当社グループで働く従業員に多様な視点や価値観が存在することが経営に良い影響を与えるとの認識に立ち、従業員の多様性の確保に取り組むとともに、それらの多様な人材（性別、年齢、国籍、社歴、障がい等）がそれぞれの職場で自らの能力を最大限発揮できる職場環境づくりを推進しています。女性活躍については、採用枠の増加や教育体制を整備して、女性従業員の構成比や役職者比率の増加を図ってまいります。また、外国人や中途採用者の役職者への登用についても、現状は少数に止まっているものの、積極的に推進してまいります。

それらの方針及び状況については、当社ホームページ及びサステナビリティレポートにて開示するとともに、適宜アップデートを行う所存です。

2. 取引先との関係

当社は、販売先及び仕入先を含めたすべての取引先との関係において、関係法令の遵守と公正な取引の実現に努めます。また、前述した「Next10(2030)」ビジョンに適合する価値を取引先の皆様に提供すべく努めます。

3. 社会との関係

当社は、安全衛生や環境保全等の各分野で法令に加えて、行政や関連団体等の定める規則やルールを積極的に遵守します。また、地域社会の一員として、事業を通じて地域に貢献するとともに、地域の様々な活動を積極的に支援します。

また当社は、気候変動などの地球環境問題が社会に多大な影響を与える課題であるとともに、当社の主力事業に対して収益面も含む強いインパクトを与える問題であると認識しています。それに対して、グループ全体における環境方針を策定し、それに基づいた各種の環境保全活動を実施するとともに、製品構成等の事業の中核的な部分をアップデート・ブラッシュアップする機会と捉えて中長期的な観点から解決に取り組みます。

当社グループの「Next10(2030)」ビジョンは、これらを含めた社会への価値の提供を目指すものであります。

第5章 適切な情報開示と透明性確保

当社は、株主、取引先等の全てのステークホルダーに対して、それぞれのステークホルダーの視点に立って、具体的な数値や可視的な表現を用いて、迅速かつ分かりやすい情報開示に努めます。

また当社は、公平な情報開示を適時かつ適切に行うため、情報管理責任者を定め、その監督と指示のもとに開示を実施いたします。

中でもサステナビリティに関する取り組み、人的資本や知的財産への投資等につ

いては、当社ホームページ、サステナビリティレポート及び各種IR資料にて、当社の経営戦略及び課題との関連を含めて開示し、説明しております。なお気候変動に係るリスク等の影響につきましては、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に沿った情報収集と評価の準備を現在進めており、準備が整い次第速やかに開示する予定です。

本基本方針は、当社取締役会がこれを定めます。また当社取締役会は、本基本方針を定期的に検証し、社会情勢の変化等に合わせて随時見直すものとします。

平成28年8月26日制定

平成30年12月13日改定

2020年3月26日改定

2022年3月23日改訂